第四条第八項の表を次のように改める。

投票区の選挙人の数 ＼ 区市町村	区		市		町村	
＼ 投票日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円	八、六六〇円	九、三五二円
五百人以上千人未満	一〇、八二五	一一、六九〇	八、六六〇	九、三五二	一〇、八二五	一一、六九〇
千人以上二千人未満	一二、九九〇	一四、〇二八	一二、九九〇	一四、〇二八	一四、〇二八	一六、三六六
二千人以上三千人未満	一二、九九〇	一四、〇二八	一二、九九〇	一四、〇二八	一四、〇二八	一六、三六六
三千人以上五千人未満	一二、九九〇	一四、〇二八	一五、一五五	一六、三六六	一七、三二〇	一八、七〇四
五千人以上一万人未満	一五、一五五	一六、三六六	二一、六五〇	二三、三八〇	二三、八一五	二五、七一八
一万人以上一万五千人未満	二一、六五〇	二三、三八〇	二八、一四五	三〇、三九四	二八、一四五	三〇、三九四
一万五千人以上二万人未満	二三、八一五	二五、七一八	三二、四七五	三五、〇七〇	三四、六四〇	三七、四〇八
二万人以上	二八、一四五	三〇、三九四	三六、八〇五	三九、七四六	三八、九七〇	四二、〇八四

第四条第九項第一号中「五万八千九百七十八円」を「五万八千十六円」に改め、同項第二号中「六万千九百七十一円」を「六万九百六十円」に改め、同条第十項第一号中「六万二百十円」を「五万九千二百二十九円」に改め、同項第二号中「六万三千二百三円」を「六万二千百七十三円」に改め、同条第十二項中「九百三十五円」を「千二十六円」に改め、同項ただし書中「千八百七十円」を「二千五十二円」に、「千六百四十六円」を「千八百六円」に、「千五百九十九円」を「千七百五十四円」に、「千二百九十円」を「千四百十六円」に改め、同条第十三項の表を次のように改める。

投票区の選挙人の数 ＼ 区市町村	選挙	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
		区市	町村	区市	町村
五百人未満		一、七五三円	一、七五三円	一、七五三円	一、七五三円
五百人以上千人未満		一、七五三	二、一七三	一、七五三	二、一七三
千人以上二千人未満		二、五九三	三、〇一三	二、五九三	三、〇一三
二千人以上三千人未満		二、五九三	三、四三三	二、五九三	三、四三三
三千人以上五千人未満		三、〇一三	三、四三三	三、〇一三	三、四三三
五千人以上一万人未満		四、二七三	四、六九三	四、二七三	四、六九三
一万人以上一万五千人未満		五、五三三	五、五三三	五、五三三	五、五三三

第四条第十四項中「においては」を「には」に改め、同条第十五項中「においては」を「には」に、「借料」を「当該建物の借料」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項の次に次の一項を加える。

16　市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

第四条の二第二項中「前項の」及び「で市区町村の支所、出張所その他の総務大臣が定める場所に設けられるもの」を削り、「設ける」を「設けた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に、「借料」を「当該建物の借料」に改め、同条に次の三項を加える。

4　市区町村の選挙管理委員会が期日前投票所の事務を行うための設備（次項に規定する電子情報処理組織を除く。以下この項において同じ。）を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該設備の借料並びに当該設備の整備及び管理に係る委託費を加算する。

5　市区町村の選挙管理委員会が、選挙人名簿若しくはその抄本（当該選挙人名簿が公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）又は在外選挙人名簿若しくはその抄本（当該在外選挙人名簿が同法第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類）の対照に使用するために、当該市区町村の選挙管理委員会及び期日前投票所の投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を整備した場合には、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した当該電子情報処理組織の整備及び運用に係る委託費を加算する。

6　市区町村の選挙管理委員会が選挙人に対する期日前投票所までの交通手段の提供について費用を要した場合には、当該費用として総務大臣が定める額を加算する。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数 ＼ 投票の翌日	平日	休日
千人未満	二四三、三〇七円	二四七、四六七円
千人以上二千人未満	三四七、七八八	三五四、二八八
二千人以上三千人未満	四六一、五四一	四七〇、三八一
三千人以上五千人未満	五六六、四二二	五七七、六〇二
五千人以上一万人未満	六八〇、五三一	六九四、〇五一
一万人以上一万五千人未満	七八五、〇六七	八〇〇、九二七
一万五千人以上二万人未満	九二二、二四八	九四〇、九六八
二万人以上三万人未満	一、〇八九、九九五	一、一二二、三五五
三万人以上	一、二二二、九六三	一、二四七、一四三

投票区の選挙人の数 ＼ 区市町村	区市	町村
一万五千人以上二万人未満	六、三七三	六、七九三
二万人以上	七、二一三	七、六三三

投票区の選挙人の数 ＼ 区市町村	区市	町村
一万五千人以上二万人未満	六、七九三	六、三七三
二万人以上	七、六三三	七、二一三